

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報基盤課)	159
○屋外において集積し又は貯蔵することを規制する物の指定	(自然環境課)	160
○特定非営利活動法人の定款の認証申請	(生活振興課)	160
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	160
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止、再開)の届出	(保護課)	161
○生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	161
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出	(地域産業課)	161
○肥料の登録の有効期間の更新	(農業改良課)	162
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	162
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定	(漁港漁村課)	163
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	163
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	163
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	164
○建設業者に対する監督処分	(建設情報課)	168
○道路の区域の変更	(道路整備課)	169
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(出納局総務課)	170

公 表

○知事表彰の受賞者	(人事課)	171
-----------	-------	-----

公 告

○建築基準法の規定による数値の指定	(建築指導課)	171
-------------------	---------	-----

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	171
○特定調達契約に係る入札の公告	171

支庁公告

○事業概要調査の実施	173
○公募型プロポーザルの実施	173

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正	174
----------------------------	-----

○個人演説会等の施設の指定の一部改正	174
○奈井江町議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	175
道警察本部告示	
○一般競争入札の実施	176

お 知 ら せ

平成15年9月26日(金)から公告は、本庁又は支庁等の掲示場に掲示することになりました。

告

示

北海道告示第1679号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道行政情報化基盤ネットワーク(情報系、業務系)設備及び北海道行政情報コミュニケーションシステム設備更新に係る実施設計等業務一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成15年9月10日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 随意契約に係る契約金額
178,920,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1680号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第4項第7号の規定により、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定する。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

北海道告示第1681号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（札幌・障害者活動支援センターライフにあっては特定非営利活動に係る事業の変更、ボラナビ倶楽部にあっては特定非営利活動に係る事業、社員の資格の得喪、会計、その他の事業に関する事項の変更、チェルノブイリへのかけはしにあっては役員に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
札幌・障害者活動支援センターライフ	深澤 正義	札幌市西区琴似2条5丁目3番5ー102号	この法人は、障害をもつ人々の基本的人権を守り、障害をもつ人々があたりまえに地域で生活し活動することのできる環境をつくり、ノーマライゼーション社会の創出に向けた制度・政策の提言と、その実現に向けた活動を進めることを目的とする。	平成15. 7. 24
ボラナビ倶楽部	森田麻美子	札幌市中央区北5条西6丁目2番地札幌ビル3階	この法人は、地域活動を推進するために、市民活動団体（NPO）やボランティア団体が活動しやすく、また、住民がボランティアに参加したり、ボランティアのサービスをうけやすい環境づくりに寄与することを目的とする。	同 15. 7. 25
チェルノブイリへのかけはし	野呂 美加	札幌市中央区南17条西6丁目1番1号	この法人は、1986年4月に発生した旧ソビエト連邦のチェルノブイリ原発事故で被災した人びとに対する救援活動並びに人道援助等を行い、被災者の福	同 15. 8. 6

社に寄与することを目的とする。

北海道告示第1682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
脳神経セントラルクリニック	函館市梁川町16番5号	平成15. 8. 15
医療法人社団八木原整形外科クリニック	同 美原1丁目14番12号	同 15. 8. 1
医療法人社団廣仁会昭和皮膚科クリニック	同 昭和町1丁目29番7号 昭和タウンプラザA館2F	同 15. 7. 1
東医クリニック	小樽市色内2丁目17番2号	同
医療法人社団鳳栄会末松整形外科医院	北見市桂町1丁目206番地の25	同 15. 8. 1
医療法人 藤田クリニック	留萌市宮園町1丁目4番地	同
泌尿器科さいとうクリニック	江別市緑町西1丁目114番地	同 15. 9. 1
医療法人社団はまなす医院	石狩市花畔4条1丁目141番地1	同 15. 8. 1
ななえ新病院	亀田郡七飯町字本町657ー5	同 15. 7. 1
医療法人社団東山クリニック	岩内郡共和町梨野舞納2ー267	同 15. 8. 1
医療法人社団いわない眼科クリニック	同 岩内町字大浜16番地の18	同
音威子府診療所	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同 15. 7. 1
医療法人社団雄山会山口クリニック	紋別郡雄武町字雄武146番地3	同 15. 6. 16
松田歯科医院	室蘭市日の出町1丁目24番25号	同 14. 9. 1
高砂公園歯科	同 高砂町2ー1ー19	同 15. 7. 1
鈴木歯科医院	釧路市黒金町9丁目1番地	同
ささはら歯科医院	帯広市西4条南14丁目1番地1	同
川端デンタルオフィス	千歳市末広3丁目1番5号	同 15. 8. 1
広島歯科医院	北広島市中央1丁目1ー4	同
あひこ歯科クリニック	上磯郡木古内町本町551ー4	同 15. 5. 1
医療法人社団さだおか歯科医院	上川郡上川町南町16番地	同 15. 8. 1
静内ファミリー歯科	静内郡静内町木場町1丁目1ー69	同
ふくだ歯科クリニック	厚岸郡厚岸町字港町106番地18	同 15. 7. 15
やよい調剤薬局	函館市大町4ー4	同 15. 8. 1
レインボー薬局中央店	同 梁川町16番4号	同 15. 8. 15
ワタキューフジタ薬局くしろ店	釧路市鶴ヶ岱2丁目3番5号	同 15. 8. 1
アイン薬局北見中央店	北見市北3条西4丁目11番2	同

ほろむい南調剤薬局	岩見沢市幌向南4条2丁目238ー4	平成15. 4. 1	
パラオ調剤薬局	石狩市花川北6条3丁目189番1号	同 15. 8. 1	
愛別調剤薬局	上川郡愛別町字本町157番地1号	同	
北海道告示第1683号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。			
平成15年9月24日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容	
八木原整形外科クリニック	函館市美原1丁目14番12号	平成15. 7.31 廃止	
医療法人社団そね小児科医院	同 杉並町19番19号	同	
多田皮膚科医院	同 本町31ー11	同 15. 7.17 同	
医療法人社団竹内外科医院	同 富岡町2丁目33番18号	同 15. 7.31 同	
島倉内科医院	小樽市色内2ー17ー2	同 15. 7. 1 同	
畑内科小児科医院	同 錦町19番2号	同 15. 6.30 同	
末松整形外科医院	北見市桂町1丁目206番地の25	同 15. 7.31 同	
医療法人社団大間内科	岩見沢市7条東1丁目1ー2	同	
藤田内科婦人科クリニック	留萌市宮園町1丁目4番地	同	
野中眼科医院	苫小牧市旭町4丁目8番15号	同 15. 8.25 同	
はまなす外科医院	石狩市花畔4条1丁目141番地1	同 15. 7.31 同	
館 診 療 所	檜山郡厚沢部町館町116番地の1	同 15. 6.30 同	
鶉 診 療 所	同 鶉町38番地の1	同	
いわない眼科クリニック	岩内郡岩内町字大浜16番地の18	同 15. 7.31 同	
東山クリニック	同 共和町梨野舞納2ー267	同	
医療法人社団杏仁会たいせつクリニック	上川郡当麻町4条西3丁目14番5号	同	
さだおか歯科医院	同 上川町南町16番地	同 15. 8. 1 同	
音威子府医院	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同 15. 6.30 同	
山口クリニック	紋別郡雄武町字雄武1466番地3	同 15. 5.31 同	
遠軽西町診療所	同 遠軽町西町2丁目	同 15. 7.19 同	
医療法人社団栄昂会昂歯科医院	函館市湯川町3ー23ー14	同 15. 3.30 同	
広島歯科医院	北広島市中央1丁目1ー4	同 15. 6.22 同	
あひこ歯科クリニック	上磯郡木古内町本町247	同 15. 4.30 同	
有限会社ミナト調剤薬局	小樽市錦町19番3号	同 15. 6.30 同	
ワタキューフジタ薬局くしろ店	釧路市鶴ヶ岱2丁目3番5号	同 15. 7.31 同	
有限会社エムネット愛別調剤薬局	上川郡愛別町本町157番地1号	同	
有限会社千保険薬局	白老郡白老町本町1丁目6番15号	同 15. 8. 1 同	
医 療 法 人 社 団 杏 和 会 近 藤 病 院	帯広市東5条南20丁目1番地	平成15. 7. 1	
(変更前) 医療法人社団杏和会近藤病院		変更 (名称)	
(変更後) 医療法人社団杏和会おびひろ呼吸器科内科病院			
医 療 法 人 社 団 野 幌 病 院	江別市野幌町53番地5	平成15. 8. 1	
(変更前) 医療法人社団野幌病院		変更 (名称)	
(変更後) 医療法人英生会野幌病院			
医療法人財団幸愜会石狩花川脳神経外科病院	石狩市花川北7条2丁目22番地	平成15. 4.25	
(変更前) 医療法人財団幸愜会石狩花川脳神経外科病院		変更 (名称)	
(変更後) 医療法人財団幸愜会石狩幸愜会病院			
浅沼歯科鷺別クリニック	登別市鷺別町2丁目23番4号	平成14.12. 5	
(変更前) 平成14年12月5日廃止		変更 (存続)	
(変更後) 平成14年12月5日存続			
北海道告示第1684号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。			
平成15年9月24日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日	
穴戸鍼灸院	函館市杉並町3ー2	平成15. 6. 1	
ますだ鍼灸整骨院	小樽市潮見台1丁目1番3号	同 15. 8. 1	
ほくと整骨院	江別市大麻扇町2ー7	同 15. 4. 1	
北海道告示第1685号			
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。			
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年1月26日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。			
平成15年9月24日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
1 届出事項の概要			
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 岡 真則			
札幌市中央区大通西6丁目10番地1 大通西6ビル			
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地			

ゆうまいタウンプラザ 千歳市北信濃841番地12ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間66日は午前9時） 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間66日は午前8時30分）から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日 平成15年9月13日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4-1-4	代表取締役 井坂 榮
株式会社ルック・ヒライ	札幌市中央区南2条西7丁目	代表取締役 平井 勝治
クロックハウス株式会社	札幌市中央区南2条西4丁目8	代表取締役 金井 昭雄
株式会社ブックメイトまるぜん	室蘭市母恋北町2-4-11	代表取締役 高橋 謙一
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1	代表取締役 大島 康広
菅 原 茂	札幌市北区北23条西5丁目2-37	
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1	代表取締役 中本 敏幸
株式会社アドラブル	札幌市東区北6条東5丁目1-13-15	代表取締役 村上 則男
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	代表取締役 田淵恵美子
株式会社キャンドウ	東京都北区浮間3-3-2	代表取締役 城戸 博司

エイトレジャー物産株式会社	札幌市北区北28条西4丁目	代表取締役 富田 紀一
---------------	---------------	-------------

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 15,522㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 2,080台

(イ) 駐輪場の収容台数 310台

(ウ) 荷さばき施設の面積 663㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 441㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 10箇所（入口5箇所、出口5箇所）

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

2 届出年月日 平成15年9月5日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年9月24日（水）から平成16年1月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他 縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については千歳市へ問い合わせること。

北海道告示第1686号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	住所	登録有効期限
北海道第2793号	炭酸カルシウム肥料	6.0粒状苦土炭カル肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 6.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	北見石灰工業株式会社	北見市相内町195番地	平成21.10.12
北海道第2647号	同	50.0カーボンブラック入り 防散炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	北海道農材工業株式会社	札幌市北区北7条西6丁目1番地	同 21.9.16

北海道告示第1687号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の

2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の

締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

区	域	区	分
白	老	総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業	
苫小牧、厚真、鶴川		総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業	
網	走	ほたて貝けた網漁業	

北海道告示第1688号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島南沿岸函館湯川漁港海岸保全区域

市町村名 海岸保全区域

函 館 市 指定の区域

1 点の位置

基点1 北海道函館市湯浜町271番21北西角（原点）から101度の方向63メートルの点

2 1から94度の方向445メートルの点

補助点1の1 1から185度の方向192メートルの点

2の1 2から185度の方向191メートルの点

2 区 域

函館湯川地区海岸 1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第1689号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字炭山36の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字炭山36の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1690号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び喜茂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1691号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市毛陽町510の1・511・512の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、510の2
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
毛陽町510の1・511・512の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市幾春別山手町93・幌内奔幌内町391・幌内本沢町389の1・390・392・393（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、389の3から389の6まで
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
幾春別山手町93・幌内本沢町389の1・390（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡留寿都村字登432の1・433の1・440の1・441の1・442の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、427の1から427の3まで、428の1、432の10、433の6、439の1、442の2、442の3、444から446まで、字留寿都311の1、311の3、字泉川657の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字留寿都311の1・字泉川657の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字登439の1、444
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡丸瀬布町上武利90の1・91（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、503から505まで
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 白老郡白老町・勇払郡穂別町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白老町・穂別町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫小牧市・勇払郡鶴川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課並びに苫小牧市役所及び鶴川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町・平取町・門別町・新冠郡新冠町・静内郡静内町・三石郡三石町・浦河郡浦河町（以上7町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

門別町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・平取町・新冠町・静内町・三石町・浦河町（以上6町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町・平取町・門別町・新冠郡新冠町・三石郡三石町（以上5町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・新冠町・三石町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和53年11月28日農林水産省告示第512号2
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年5月4日農林水産省告示第675号
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年3月10日農林水産省告示第331号
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 12(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年10月13日農林水産省告示第1491号
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫小牧市・白老郡白老町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア） 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
苫小牧市・白老町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- （イ） 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫小牧市・白老町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- （ウ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （エ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （オ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに苫小牧市役所及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年3月23日農林水産省告示第559号2
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 15(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年11月16日農林水産省告示第1519号1
- (2) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 16(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年1月5日農林水産省告示第5号6

(2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び鶴川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 17(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年6月11日農林水産省告示第714号 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。） 18(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年9月20日農林水産省告示第1156号 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 19(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年2月4日農林水産省告示第248号5 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。） 20(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年4月15日農林水産省告示第723号2 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。） 21(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年4月15日農林水産省告示第723号4 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。） 22(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年8月8日農林水産省告示第1122号 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。） 23(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年10月29日農林水産省告示第1678号1 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 24(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年10月29日農林水産省告示第1678号2 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

25(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年10月29日農林水産省告示第1678号4
(2) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	変更しない。
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
26(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年10月29日農林水産省告示第1678号5
(2) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	変更しない。
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）
27(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年10月29日農林水産省告示第1678号7
(2) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	変更しない。
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）
28(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的	次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年1月24日農林水産省告示第65号1
(2) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	変更しない。
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）
29(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	静内郡静内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1692号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社エル技建 松本 健	札幌市豊平区美園4条2丁目2-31	般-11 石第16703号	全部廃業	平成15. 7. 30
興和建設株式会社 高橋 源二	札幌市清田区北野2条1丁目7-8	般-14 石第9779号	同	同 15. 8. 4
株式会社日立家電ハイテック 北海道 相馬 堅治	札幌市白石区東札幌2条4丁目1-10	般-13 石第15522号	同	同 15. 8. 5
北藤建設株式会社 蘇武 正幸	札幌市中央区北2条西14丁目3-13	特-13 石第84号	一部廃業 水道施設	同 15. 8. 8
北海道衛生工業株式会社 曙 正義	札幌市東区丘珠町647-5	般-14 石第7886号	一部廃業 建築、管	同
有限会社喜豊 村田 譲	札幌市白石区栄通16丁目3-13	般-14 石第17920号	一部廃業 防水、建具	同 15. 8. 11
有限会社丸正三浦組 三浦 正男	札幌市東区北43条東2丁目3-26	般-12 石第7925号	全部廃業	同 15. 8. 12
環境土木株式会社 橋本 尚幸	札幌市中央区南16条西7丁目2-8	般-12 石第14653号	一部廃業 造園	同 15. 8. 13
有限会社家工望 海田 清司	札幌市白石区東札幌2条5丁目3-13	般-12 石第17183号	全部廃業	同 15. 8. 18
株式会社東海重建 松本 喜楽	千歳市千代田町5丁目1-8	般-14 石第6499号	一部廃業 建築	同 15. 8. 19
恒和建設工業株式会社 鈴木 七男	札幌市北区北23条西14丁目5-5	般-15 石第17018号	一部廃業 建築	同

有限会社牧本ボーリング 常置代理人 森 谷 瑞 穂	札幌市白石区北郷3条2 丁目2ー23	般ー12 石第1985号	全部廃業	平成15. 8.21	大輪興業株式会社 大 路 直 一	北竜町字和54ー1	般ー12 空第2806号	一部廃業 造園	同
有限会社石山テクノ 野 呂 均	札幌市白石区菊水上町2 条1丁目46ー33	般ー13 石第17529号	一部廃業 鋼構造物	同	千葉建設株式会社 千 葉 繁 夫	士別市東4条1丁目	特ー13 上第180号	全部廃業	同 15. 8. 4
株式会社ジャパンメンテナン ス北海道 高 橋 教 夫	札幌市中央区北2条西1 丁目1	特ー13 石第10940号	一部廃業 管	同 15. 8.22	谷口建設株式会社 溝 口 尚 裕	旭川市神楽岡14条5丁目 1ー6	般ー11 上第1049号	一部廃業 建築	同 15. 8.19
有限会社ヤマト建設 矢 部 光 信	札幌市豊平区豊平3条9 丁目3ー10	般・特ー14 石第18021号	全部廃業	同	株式会社山田工務店 山 田 隆 義	旭川市末広7条6丁目 5310ー9	般ー13 上第61号	全部廃業	同 15. 8.21
株式会社北海道ファイブスタ ー工業 村 中 由 勝	札幌市東区伏古13条4丁 目4ー11	般ー12 石第7979号	一部廃業 建築	同 15. 8.27	有限会社オールクリエイト 羽 山 正 樹	網走市潮見2丁目6ー7	般ー14 網第2916号	同	同 15. 8. 8
大栄土質株式会社 根 田 たつ子	石狩市花川北3条2丁目 157	般ー14 石第9685号	全部廃業	同	株式会社加藤組 川 上 孝 司	紋別市渚滑町7丁目40ー 63	特ー13 網第53号	一部廃業 ほ装、水道施設	同 15. 8.12
株式会社小野田組 樽 留 忠 征	浜益村大字川下村30ー25	般ー14 石第12687号	同	同	加納建設株式会社 加 納 米 子	北見市北央町82ー3	般・特ー11 網第1099号	全部廃業	同 15. 8.22
有限会社東栄産商 小 林 勝 行	札幌市北区新琴似6条10 丁目4ー11	般ー12 石第14974号	同	同 15. 8.28	木 村 工 芸 木 村 昭 彦	斜里町光陽町17ー7	般ー12 網第2631号	同	同 15. 8.26
有限会社豊田昇降機 豊 田 和 子	札幌市北区拓北7条5丁 目3ー10	般ー13 石第17481号	同	同 15. 8.29	有限会社ナベシマ工業 鍋 嶋 稔	北見市錦町610ー19	般ー14 網第2719号	一部廃業 造園	同
有限会社谷口建設 谷 口 香津子	恵山町字大潤108ー2	般ー12 渡第3026号	同	同 15. 8. 4	有限会社工藤技建工業 工 藤 美智代	新冠町字本町72ー1	般ー14 日第475号	全部廃業	同 15. 8. 6
合同建設工業株式会社 近 藤 昭 次	函館市中道1丁目34ー13	般ー11 渡第925号	一部廃業 建築	同 15. 8. 6	西田建具製作所 西 田 喜一郎	静内町青柳町2ー2ー10	般ー12 日第541号	同	同 15. 8.13
尻岸内配管設備工業所 野 呂 きみゑ	恵山町字大潤43	般ー11 渡第3426号	全部廃業	同 15. 8.11	上光施設工業株式会社 下 重 一 子	帯広市西17条南3丁目29 ー2	般ー13 十第287号	一部廃業 電気通信	同 15. 8. 1
小山田組 小山田 弘 子	八雲町落部203ー1	般ー12 渡第992号	同	同 15. 8.19	有限会社大翔重建 伊 藤 英 朗	帯広市東9条21丁目1	般ー12 十第2993号	全部廃業	同 15. 8. 4
株式会社金野組 中 谷 茂	小樽市住之江1丁目7ー 31	般ー11 後第651号	同	同 15. 8. 1	大玄工業株式会社 角 玄 忠 雄	帯広市西19条南1丁目7 ー33	特ー14 十第2165号	一部廃業 建築	同 15. 8.11
株式会社 梶 組 齊 藤 文 男	倶知安町北3条東5丁目 5	般ー13 後第72号	一部廃業 造園	同 15. 8.13	株式会社アベキン 阿 部 房 子	帯広市西24条北1丁目5	特ー14 十第610号	全部廃業	同 15. 8.18
勝井建設工業株式会社 石 井 善 昭	岩見沢市岡山町12ー53	特ー13 空第8号	一部廃業 造園	同 15. 7. 8	株式会社ベンコメイク 三 浦 康 徳	芽室町東芽室基線16ー4	般ー11 十第3212号	同	同 15. 8.22
末電設備サービス株式会社 猪 股 孝 雄	滝川市大町3丁目2ー32	般ー13 空第2257号	一部廃業 消防施設	同 15. 7.11	有限会社渡邊建設興業 渡 邊 知 博	帯広市稲田町西1線5ー 9	般ー10 十第3209号	同	同 15. 8.28
株式会社 大 輪 松 本 正 幸	岩見沢市金子町206	般ー11 空第2896号	一部廃業 造園	同 15. 8. 8	有限会社北海アベックス 戸 井 英 美	釧路市愛国東2丁目41ー 10	般ー12 釧第2161号	一部廃業 建築	同 15. 8. 8
株式会社サンケン運送産業 東 隆	南幌町元町1丁目3ー12	般ー12 空第2805号	全部廃業	同 15. 8.11	株式会社内田建設 内 田 泰 雄	標津町南4条東1丁目1 ー9	般ー13 根第43号	全部廃業	同 15. 7.31
水谷建設株式会社 水 谷 卓 文	上砂川町字鶉219	般ー13 空第234号	一部廃業 建築	同 15. 8.28					
松 谷 建 設 松 谷 英 司	岩見沢市南町8条4丁目 10ー3	般ー14 空第733号	全部廃業	同					

北海道告示第1693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
岩見沢石狩線	石狩郡当別町樺戸町518番地先から	間	前	14.50mから26.11mまで	406.70m	国道275号L=13.00m	北海道札幌土木現業所
	石狩郡当別町樺戸町117番37地先まで（国道275号交点）						
	石狩郡当別町樺戸町518番地先から		前	17.30mから30.80mまで	297.47m	国道275号L=13.00m	
	石狩郡当別町樺戸町372番地先まで（国道275号交点）						
	石狩郡当別町樺戸町518番地先から		後	14.50mから28.68mまで	406.70m	国道275号L=13.00m	
開発峰延線	石狩郡当別町樺戸町117番37地先まで（国道275号交点）	間	後	16.00mから31.61mまで	330.03m	国道275号L=13.00m	同
	石狩郡当別町樺戸町518番地先から						
	石狩郡当別町樺戸町372番地先まで（国道275号交点）						
	美瑛市字上美瑛9020番地先から美瑛市字上美瑛4269番2地先まで		前	18.00mから28.00mまで	300.00m	—	
			後	23.00mから32.00mまで	300.00m	—	
夕張新得線	勇払郡占冠村字ニニウ507番2地先（河川敷地）から 勇払郡占冠村字ニニウ507番1地先（河川敷地）まで	間	後	17.00mから32.00mまで	334.00m	—	北海道旭川土木現業所
			前	13.00mから86.50mまで	159.34m	—	
栄浜小清水線	網走市字浦士別371番1地先から網走市字浦士別373番2地先まで	間	後	13.00mから115.20mまで	159.34m	—	北海道網走土木現業所
			前	10.91mから14.42mまで	238.67m	—	
渡島岡岡停車場線	松前郡福島町字吉岡280番3地先から 松前郡福島町字吉岡23番32地先（一般国道228号交点）まで 松前郡福島町字吉岡280番3地先から 松前郡福島町字吉岡23番31地先（一般国道228号交点）まで	間	後	10.91mから17.74mまで	238.67m	—	北海道函館土木現業所
			前	7.11mから18.24mまで	637.06m	一般国道228号重複L=7.00m	
			前	15.66mから31.44mまで	638.21m	一般国道228号重複L=7.00m	
			後	16.38mから31.44mまで	638.21m	一般国道228号重複L=7.00m	
天売島線	苫前郡羽幌町大字天売字相影110番地先から 苫前郡羽幌町大字天売字相影98番2地先まで	間	前	14.00mから17.50mまで	110.00m	—	北海道留萌土木現業所
			後	14.00mから17.50mまで	110.00m	—	

北海道告示第1694号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計トータルシステム端末機等賃貸借 端末機560台

2 随意契約の相手方を決定した日

平成15年8月28日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価）
6,628,650円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称	北海道出納局総務課
(2) 所在地	札幌市中央区北3条西6丁目

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。		
平成15年9月24日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道社会貢献賞		
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
千 歳 市	佐々木 み き	男女平等参画社会づくり功労
浦 白 町	大 野 智 恵	同
音 更 町	川 田 美智子	同
北 海 道 善 行 賞		
黒 松 内 町	田 村 良 悦・祥 子	優 良 里 親
幕 別 町	但 野 利 春・美 雪	同
釧 路 市	横 田 喜美男・栄 子	同
同	紺 野 富士夫・まち子	同
北 見 市	池 野 英 樹・由美子	同
岩 見 沢 市	砂 田 栄 治・次 子	同
登 別 市	大 村 喬 俊・淑 子	同

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定めるので、指定案に係る図書を北海道建設部建築指導課及び次の場所に備え置いて、公告の日から2週間、一般の縦覧に供する。
なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060－8588）北海道建設部建築指導課とする。
平成15年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ			
1 区域及び数値を指定する市町名並びに縦覧場所			
区域及び数値を指定する市町名	縦 覧 場 所	区域及び数値を指定する市町名	縦 覧 場 所
士 別 市	士別市建設水道部建築課	上富良野町	上富良野町商工観光まちづくり課
歌 志 内 市	歌志内市建設課	枝 幸 町	枝幸町建設課
福 島 町	福島町建設課	留 辺 藻 町	留辺藻町まちづくり推進課
八 雲 町	八雲町建設課	興 部 町	興部町建設課
北 檜 山 町	北檜山町建設水道課	静 内 町	静内町建設課
今 金 町	今金町建設課	広 尾 町	広尾町産業建設部建設課
栗 沢 町	栗沢町建設課	足 寄 町	足寄町建設課
栗 山 町	栗山町都市建設課	浦 幌 町	浦幌町建設課
上 川 町	上川町建設課	中 標 津 町	中標津町まちづくり推進室
美 瑛 町	美瑛町都市建設課		
2 定める区域及び数値 縦覧に供する図書表示のとおり			

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第21号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
平成15年9月24日	
北海道石狩支庁長 渡 部 道 博	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	恵庭市西島松248番2のうち ほか7筆（第1－2工区、第2工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	恵庭市京町1番地 恵庭市長 黒氏 博実
3 開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成15年3月17日 石建指第14－1号
北海道後志支庁告示第13号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	

平成15年9月24日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア(ア) 赤外線水分計 1台
(イ) 温度計 1台
イ(ア) 事務机 1台
(イ) テーブル 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年12月11日

(4) 納入場所 堆肥製造施設管理棟（北海道寿都郡黒松内町西熱郭原野214）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂
（送付による場合は、郵便番号 044-8588 北海道後志支庁総務部会計課）
(2) 入札日時 平成15年11月13日 午後2時（送付による場合は、平成15年11月12日までに必着のこと。）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成15年4月1日付け北海道後志支庁告示第2号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道後志支庁総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-22-1111 内線 2225

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a(a) Infrared moisture meter 1

(b) Thermometer 1

b(a) Office desk 1

(b) Table 1 B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 13, 2003. C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Kita 1-Jo Higashi 2-Chome, Kutchan-Cho, Abuta-Gun, Hokkaido, Post code 044-8588, Japan, Tel 0136-22-1111 Extension 2225	(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 調査の方法 指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。 5 提出書類 (1) 除排雪業者事業概要調査書（別記第1号様式） (2) 事業実績書（別記第2号様式） (3) 技術者名簿（別記第3号様式） (4) 除排雪機械保有状況調査（別記第4号様式） （以上4点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。） (5) 法人の登記簿謄本（写し可） (6) 定款の写し (7) 納税証明書（道税に係るもの・写し可） (8) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類 なお、2の(6)に掲げる除排雪機械の全てをリース等により用意する場合は、(4)の書類の提出は要しない。 6 提出書類の提出期限 平成15年10月7日（火）（郵送等の場合は、平成15年10月7日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。） 7 提出書類の提出先 (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課 (2) 提出先の所在地 郵便番号 079－8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166－46－5111 内線 2224 8 その他 この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成15年9月24日 北海道胆振支庁長 野村昌信 1 業務概要 (1) 業務名 胆振地域商業ビジネス起業化の可能性調査 (2) 業務内容 近年、消費者ニーズの多様化や商品に対する消費者行動の変化により、
支 庁 公 告	
除排雪業務の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成15年9月24日 北海道上川支庁長 青木次郎 1 調査の目的 平成15年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目）構内等の除排雪業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。 2 調査の対象 北海道上川合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしているものとする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年9月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。 (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、この調査に関する事業の実績を有していること。 (6) トラクターショベル（ホイール、バケット容量2.1㎡以上）、トラクターショベル（ホイール、バケット容量0.8～1.2㎡）及びダンプトラック（10t以上）（以下「除排雪機械」という。）を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。 3 調査対象者の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(5)に掲げる要件は、適用しない。	

管内においては既存小売店舗の大型倒産等が発生し、地域社会、とりわけ高齢者など交通手段を持たない生活者への影響が懸念される状況の中、少子・高齢化社会等に対応した、魅力ある個店づくりに向け、消費者ニーズや事業者の実態の調査・分析及び今後の新たな商業ビジネスの検討等を委託する。

(3) 履行期限 平成16年3月15日（月）

2 参加の資格要件及び選定基準

(1) プロポーザル参加の資格要件

ア 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもので、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員統制の下にある団体を除く。

イ 原則として過去2年間において国又は地方公共団体と同種又は類似の事業の契約を締結し、確実に履行した実績を有していること。ただし、これらの実績がなくても、業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含めるものとする

ウ 事業の実施に伴う総事業費に占める人件費の割合が、おおむね8割以上確保できること及び事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合が、おおむね4分の3以上であること。

エ 新規雇用者の募集については、原則としてハローワークに対する求人申込みにより行うこと。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 事業者の業務処理能力

イ 企画提案の妥当性

ウ 新規雇用の創出

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号

北海道胆振支庁経済部商工労働観光課

電話番号 0143-22-9131 内線 2416

ファクシミリ 0143-24-4796

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間 平成15年9月24日（水）から10月2日（木）まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年10月3日（金）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、E-mail及び郵送等（書留郵便等に限る。）

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年10月17日（金）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参に限る。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第124号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年9月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「同 帯広太 帯広市東13条南6丁目1番地 平12. 6. 5
陽福社会救護施設東 明寮 を
」

「同 帯広太 帯広市大正町基線100番地34 平15. 9. 16
陽福社会救護施設東 明寮 に改める。
」

北海道選挙管理委員会告示第125号

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年9月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「平 8. 5. 1 同 七 七重浜住民 同 294 200
重浜2丁目33一 センター集 を
37 会室 」

「平 8. 5. 1 同 七 七重浜住民 同 452 400
重浜2丁目32番 センター に、
25号 (大ホール) 」

「同 同 字 砂原町特別 同 91 140
四軒町35番地 母と子の家
同 同 字 紋兵エ砂原 同 109 160
紋兵エ砂原5番 会館
地 を
」

同	同	字	掛漕児童館	同	132	200	
			掛漕度杭崎247番地の1				」
「同	同	字	砂原町特別	同	91	140	に、
			四軒町35番地				」
「平10. 9. 2	同	字	つど～るプ	同	329	500	
			紋兵エ砂原358				を
			番地の1、358				
			番地の4				」
「平10. 9. 2	同	字	つど～るプ	同	329	500	
			紋兵エ砂原358				
			番地の1、358				
			番地の4				に改める。
平15. 9. 2	同	字	さわやかセ	同	110	150	
			掛漕度杭崎234				」
			番地の4				
			原				

北海道選挙管理委員会告示第126号

平成15年4月27日執行の奈井江町議会議員選挙における当選の効力につき、審査申立人稲垣国雄から申立てのあった審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成15年9月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
裁 決 書

北海道空知郡奈井江町字茶志内2199番地55
審査申立人 稲 垣 国 雄

審査申立人（以下「申立人」という。）から平成15年6月17日付けで提起された平成15年4月27日執行の奈井江町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、自ら立候補した本件選挙における当選の効力に関し、奈井江町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は、同年6月2日、これを却下する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人鈴木一男の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

申立て理由の要旨は、次のとおりである。

- 鈴木一男後援会及びその前身である新保孝一後援会（以下「鈴木後援会等」という。）は、申立人を平成15年1月24日に奈井江町議会議員新保孝一（当時）ら地元有力者6名が花札とばくの現行犯で逮捕された時の「警察への通報者」に仕立て上げ、偽計を用いて虚偽の風説を奈井江町内に流布させ、申立人の立候補予定者としての後援会活動及び立候補者としての選挙運動を妨害した。
- 鈴木後援会等は、申立人を「新保氏が再出馬を止めれば、一緒に出馬を止めるという約束を反故にした卑怯な嘘つき者」に仕立て上げ、偽計を用いて虚偽の風説を奈井江町内に流布させ、申立人の立候補予定者としての後援会活動及び立候補者としての選挙運動を妨害した。
- 上記1及び2の行為は、いずれも公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第235条第2項で定める「虚偽事項の公表罪」及び刑法（明治40年法律第45号）第233条で定める「信用毀損及び業務妨害」への抵触が明らかである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、町委員会から弁明書を、申立人から反論書をそれぞれ徴し、さらに、関係機関に必要事項の照会を行うとともに、職権により申立人に対し証拠書類又は証拠物の提出を求め、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

- およそ当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、当選人の決定が違法であること、すなわち、①当選人を決定した機関の構成又は決定手続きに違法があること、②各候補者の有効得票数の算定に違法があること、③当選人となり得る資格の有無の判定について違法があることなどを主張して争うものとされている（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決。平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決参照）。
- また、法第251条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることから、こうした当選人の行為の罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、法第251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に関し罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないとされている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。
- 以上のとおり、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られると解されており、申立人の主張する鈴木後援会等が行った行為が違法であるか否か判断するまでもなく、申立人の主張は当選人

決定についての違法に当たらないことは明らかである。よって、申立人の主張は採用することができない。

3 さらに、当委員会は、法第209条において、当選の効力に関する審査の申立てがあった場合においても、その選挙が法第205条第1項に該当するとき、すなわち、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならないと規定していることから、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により検討する。

4 法第205条第1項の規定による「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されており、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、もし選挙の規定違反がなかったならば「選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生じる可能性のある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）ものと解されている。

5 そこで仮に申立人が、鈴木後援会等が行った違法行為が選挙の自由公正を阻害し、選挙の結果に影響を及ぼしたと主張したとしても、本件選挙において、当該選挙区における選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたと判断するに足る証拠はなく、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったものとは認めることができない。

以上のとおり、申立人の主張する当選無効の審査の申立ては理由がなく、また、選挙無効の決定をなすべき事由も認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成15年9月16日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道警察本部告示第135号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月24日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

庁用兼捜査用車 2台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年12月5日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成15年10月7日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

